

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤永知子外31名

被 告 埼玉県知事外4名

調査嘱託申立書に対する意見書

平成21年 2月18日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告ら訴訟代理人 弁護士 関口幸男



平成21年1月14日付けで原告らから提出のあった調査嘱託申立書に対し、次のとおり意見を述べる。

本件は、国土交通省関東地方整備局が平成21年1月7日付けで回答した「利根川荒川の安定供給可能量の計算」に関する再調査嘱託の申立であるため、調査嘱託を受ける当事者である国土交通省関東地方整備局に照会したところ、別添のとおり回答を得た。

この回答書によると、原告らは各利水基準点で取水された開発水及び既得水の還元する水量とその還元地点を各用途別に根拠を示すよう求めているが、利根川及び荒川の利水計画では、新たに水資源開発施設に参画し確保された水は、水供給の安全性の確保の観点から、還元を見込まず、利水計画上、設定していないということである。

また、既得の農業用水や都市用水については、既に利水計算に用いている流量の中に還元量が含まれていることから、水量と還元地点は、設定されていないということである。

従って、原告らが求めるデータは存在しないことから今回の調査嘱託は必要ないということである。

なお、原告らは、調査嘱託申立書の中で、「各ダムごとのデータと各利水基準点ごとのデータを求めていたにもかかわらず、数字が示されたのは、ダム群として合計値のデータと一つの利水基準点のデータだけであった。」と、国土交通省が不誠実な対応をとっているかの記述をしているが、平成21年1月7日付け国関整計第87号の調査嘱託書で回答したとおり、上流ダム群をひとまとまりとして、その貯水量の計算結果をとりまとめしており、原告らが求めるデータは計算成果としてとりまとめていないものである。

即ち、国土交通省は、原告らの調査事項に対して、存在する資料は提出しており、不誠実な対応はっていない。

以上

2009年 2月18日 16時31分

關口幸男法律事務所

NO. 0714 P. 4/6

(手)

土水政第 523 号
平成21年 1月20日

国土交通省関東地方整備局
河川部 河川計画課長様

埼玉県企画財政部
土地水政策課長



ハッ場ダム住民訴訟に係る国土交通省への調査嘱託について（照会）

さいたま地方裁判所における平成16年（行ウ）第47号公金支出差止等請求住民訴訟事件において、原告から裁判所に別添のとおり調査嘱託申立書が提出されました。

つきましては、調査嘱託申立書に対する貴職の意見を伺いたく、照会しますのでよろしくお願ひいたします。

【担当】

水計画調整担当 清水 隆
TEL 048-830-2190



国開整河計 第94号
平成21年2月13日

埼玉県企画財政部
土地水政策課長様

国土交通省関東地方整備局
河川部 河川計画課長



八ッ場ダム住民訴訟に係る国土交通省への調査嘱託について（回答）

平成21年1月20日付け土水政第523号により照会のあった八ッ場ダム住民訴訟に係る国土交通省への調査嘱託について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 追加調査事項について

平成21年1月14日付けの原告側から提出された調査嘱託申立書の別紙1「利根川荒川の安定供給可能量の計算」に関する追加調査事項では、利根川、荒川について、各利水基準点で取水された開発水及び既得水の還元する水量とその還元地点を各用途別に求めています。

利根川及び荒川の利水計算では、各基準点毎に設定した確保量を満足させるためにダム等の水資源開発施設から補給を行っていく計算をしています。

その基準点において確保された水量より取水される農業用水や都市用水の還元水量や還元する地点については、以下の理由により設定しておりませんので、調査嘱託の必要はありません。

1) 農業用水

利根川及び荒川の利水計画では、新たに水資源開発施設に参画し確保された農業用水は、効率的、効果的に利用されることが考えられることや水供給の安全性の確保の観点から、還元を見込まないこととしています。

また、既得の農水については、すでに利水計算に用いている各基準点の流量の中に還元量が含まれていることから、新たに還元する水量と還元する地点は設定していません。

2) 都市用水

新たに水資源開発施設により確保した都市用水については、多様な用途が考えられることや水供給の安全性の確保の観点から、基本的に消費されることとしています。

また、既得の都市用水については、すでに利水計算に用いている各基準点の流量の中に還元量が含まれていることから、新たに還元する水量と還元する地点は設定していません。

2. 「利根川荒川の安定供給可能量の計算」に関する調査嘱託への国土交通省の回答における項目別の回答の有無について

平成21年1月14日付けの原告側から提出された調査嘱託申立書の記述の中で、「計算結果」に関しては、各ダムごとのデータと各利水基準点ごとのデータを求めていたにもかかわらず、数字を示されたのは、ダム群として合計値のデータと一つの利水基準点のデータだけであった。」と記述されており、回答について不誠実な対応をとっているかのような記述がなされています。

「2／20の渇水年の安定供給可能量」を求める計算では、上流ダム群を統合運用する条件としています。そのため、上流ダム群をひとまとまりとして、その貯水量の計算結果をとりまとめていることから各ダム毎の貯水量は、計算の成果としては、とりまとめていません。

このことは、平成21年1月7日付け国閑整計第87号の調査嘱託書の回答に記述しており、依頼された調査事項に対して、存在する資料は提出しております。